

○総務省令第三十八号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官)  
 第四条 〔略〕

2 〔略〕

一 総務省の所掌事務に関する政策のうち、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基  
 本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下こ  
 の号、第二十二条第二項第一号及び第六十一条第六項において同じ。)の確保並びに情報シ  
 ステムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する  
 政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

〔一略〕

〔3・4 略〕

(デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに本人確認情報保護専門官)

第二十二条 住民制度課に、デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに本人確認情  
 報保護専門官一人を置く。

2 〔デジタル基盤推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。〕

一 地方公共団体のサイバーセキュリティの確保に関する企画及び立案並びに関係部局(自治  
 行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。第四項第二号及び第二十三条第二項第  
 一号において同じ。)の調整に関すること。

二 地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関する事項のうち個人番号カード  
 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年  
 法律第二十七号、第四項第一号において「番号利用法」という。)第二条第七項に規定する  
 個人番号カードをいう。第四項第一号において同じ。)及び電子署名等に係る地方公共団体  
 情報システム機構の認証業務制度に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、住民制度課の所掌事務のうち地方公共団体の情報システムの  
 基盤整備に係るものに関すること。

3 〔デジタル基盤推進室に、室長を置く。〕

4 〔マイナンバー制度支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。〕

一 番号利用法第七条の規定による個人番号の通知及び個人番号カードに関すること。

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関するもの企画及び  
 立案並びに関係部局の調整に関すること。  
 マイナンバー制度支援室に、室長を置く。

5 〔略〕

6 〔略〕

(地域情報化企画室)

第二十三条 地域政策課に、地域情報化企画室を置く。

(サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官)  
 第四条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 総務省の所掌事務に関する政策のうち、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基  
 本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下こ  
 の号及び第六十一条第六項において同じ。)の確保並びに情報システムの整備及び管理並び  
 にこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する政策の企画及び立案に関す  
 る総合調整に関すること。

〔二 同上〕

〔3・4 同上〕

(個人番号カード企画官及び本人確認情報保護専門官)

第二十二条 住民制度課に、個人番号カード企画官及び本人確認情報保護専門官一人を置く。

2 個人番号カード企画官は、命を受けて、行政手続における特定の個人を識別するための番号  
 の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カ  
 ードに関する重要事項に関する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証  
 業務制度に関するもの重要事項についての企画及び立案並びに関係部局(自治行政局、自治  
 財政局、自治税務局及び消防庁をいう。第二十三条において同じ。)の調整に関する事務を行  
 う。

3 〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

3 〔同上〕

(地域情報政策室)

第二十三条 地域政策課に、地域情報政策室を置く。

2 地域情報化企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。  
 〔一〕 略  
 〔二〕 略  
 〔三〕 前二号に掲げるもののほか、地域政策課の所掌事務のうち情報化に係るものに関すること。  
 3 地域情報化企画室に、室長を置く。

(物価統計室及び調査官)  
 第七十四条 消費統計課に、物価統計室及び調査官一人を置く。  
 〔2〕4 略  
 〔削る〕

(統計高度利用特別研究官)  
 第七十四条の二 統計局に、統計高度利用特別研究官一人を置く。

2 統計高度利用特別研究官は、命を受けて、統計の利用について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく研究を行うことにより、統計の作成及び提供並びに統計局の情報システムの整備及び管理に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

(企画官等)  
 第七十五条 〔略〕  
 〔2〕4 略

5 調査官のうち三人は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。  
 〔削る〕

6 略  
 7 略  
 8 略  
 9 恩給経理官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。  
 〔一〕三 略  
 10 恩給審査官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。  
 〔一〕 恩給を受ける権利の裁定に関すること(次項及び第十二項に規定するものを除く。)  
 〔二〕 恩給の原書の整理及び保管に関すること。

11 恩給管理官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち恩給に関する審査請求及び訴訟に関する

2 地域情報政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。  
 〔一〕 同上  
 〔二〕 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること(住民制度課の所掌に属するものを除く。)  
 〔三〕 同上  
 〔四〕 前三号に掲げるもののほか、地域政策課の所掌事務のうち情報化に係るものに関すること。  
 3 地域情報政策室に、室長を置く。

(物価統計室並びに調査官及び消費指標調整官)  
 第七十四条 消費統計課に、物価統計室並びに調査官及び消費指標調整官それぞれ一人を置く。  
 〔2〕4 同上

5 消費指標調整官は、命を受けて、消費に関する指標の技術的な事項についての調整に関する事務を行う。

〔新設〕  
 第七十五条 〔同上〕  
 〔2〕4 同上

5 調査官のうち二人は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。  
 6 調査官のうち一人は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。  
 7 同上  
 8 同上  
 9 同上  
 10 恩給経理官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。  
 〔一〕三 同上  
 11 恩給審査官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち恩給を受ける権利の裁定に関する事務(次項及び第十二項に規定するものを除く。)を助ける。  
 〔新設〕  
 〔新設〕

12 恩給管理官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち恩給に関する審査請求及び訴訟に

る事務を助ける。

12| 恩給相談官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち恩給に関する相談に関する事務を助ける。

13| 恩給支給官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち恩給の支給に関する事務（第九項第一号及び第二号に掲げるもの並びに前二項に規定するものを除く。）を助ける。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

14| 情報処理調整官は、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一| 恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二| 恩給の統計に関すること。

（企画官）

第七十六条 本省に、企画官二人を置く。

〔2 略〕

（研究開発課の所掌事務）

第九十八条 研究開発課は、統計技術の研究に関する事務（統計技術向上支援課及び新規情報活用技術研究官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（研修企画課の所掌事務）

第二百条 研修企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

〔一・二 略〕

三 研修を受ける者の統計研究研修所への入所及び退所、修業その他身分取扱いに関すること。

〔四・五 略〕

六| 統計の作成及び施策の立案を支援するために必要な知識及び技能を修得させるため、所定の研修の課程を修了した者の情報の管理に関すること。

（新規情報活用技術研究官の職務）

第二百一条 新規情報活用技術研究官は、統計の作成に必要な多様かつ大量の情報、行政記録情報（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第十項に規定する行政記録情報をいう。）その他の情報の適正かつ効果的な活用に関する技術の研究をつかさどる。

関する事務を助ける。

13| 恩給相談官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち恩給に関する相談に関する事務を助ける。

14| 恩給支給官は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一| 恩給の支払額の計算及び通知並びに支給に係る源泉徴収に関すること。

二| 恩給を受ける権利の消滅に関する事務の処理に関すること。

三| 恩給の未支給金の処理に関すること。

四| 恩給を担保とする貸付けに関すること。

15| 情報処理調整官は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。

〔新設〕

〔新設〕

（企画官）

第七十六条 本省に、企画官一人を置く。

〔2 同上〕

（研究開発課の所掌事務）

第九十八条 研究開発課は、統計技術の研究に関する事務をつかさどる（統計技術向上支援課及び新規情報活用技術研究官の所掌に属するものを除く。）。

（研修企画課の所掌事務）

第二百条 研修企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

〔一・二 同上〕

三 研修を受けるため統計研究研修所に入所する者（以下この号、第二百一条並びに第二百五条第三項及び第四項において「研修生」という。）の入所、退所及び修業その他研修生の身分の取扱いに関すること。

〔四・五 同上〕

〔新設〕

（新規情報活用技術研究官の職務）  
第二百一条 新規情報活用技術研究官は、統計の作成に必要な多様かつ大量の情報、行政記録情報（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第十項に規定する行政記録情報をいう。）その他の情報の適正かつ効果的な活用に関する技術の調査及び研究に当たる。

(統括教授の職務)

第二百二条 統括教授は、次に掲げる事務を行う。

- 一 統計技術の研究に関すること。
- 二 高度の研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究に関すること。
- 三 研究官、教官及び教授の行う事務の統括に関すること。

(統計研究研修所の職員)

第二百五条 統計研究研修所に、研究官、教官、教授、客員教授、客員統括教授、准教授（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、講師その他所要の職員を置く。

2 研究官は、統計技術の研究並びに研修に資するための調査及び研究を行う。

3 教官は、統計技術の研究、研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究を行う。

4 教授は、統計技術の研究、高度の研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究を行う。

6 客員統括教授は、次に掲げる事務を行うほか、統括教授の職務のうち第二百二条第三号に掲げる事務を助ける。

- 一 統計技術の研究に関すること。
- 二 高度の研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究に関すること。

7 略

8 略

9 客員教授、客員統括教授及び講師は、非常勤とする。

附則

(自治行政局地域自立応援課過疎対策室の所掌事務の特例)

第十二条 自治行政局地域自立応援課過疎対策室は、第二十四条第六項に掲げる事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

(自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例)

第十三条 第二十六条の二第一項の企画官は、令和五年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

(恩給経理官の職務の特例)

(統括教授の職務)

第二百二条 統括教授は、研修生に対する高度の研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究（研究官の行うものを除く。）に当たり、並びに教官及び教授の行う事務を統括する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(統計研究研修所の職員)

第二百五条 統計研究研修所に、研究官、教官、教授、客員教授、客員統括教授、准教授（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、講師その他所要の職員を置く。

2 研究官は、研修に資するための調査及び研究に当たる。

3 教官は、研修生に対する研修の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究（研究官の行うものを除く。）に当たる。

4 教授は、研修生に対する高度の研修（教官の行うものを除く。）の実施並びに当該研修に資するための調査及び研究（研究官の行うものを除く。）に当たる。

6 同上

7 同上

8 客員教授及び講師は、非常勤とする。

附則

附則

(自治行政局地域自立応援課過疎対策室の所掌事務の特例)

第十二条 自治行政局地域自立応援課過疎対策室は、第二十四条第六項に掲げる事務のほか、平成三十三年三月三十一日までの間、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

(自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例)

第十三条 第二十六条の二第一項の企画官は、平成三十五年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

(恩給経理官の職務の特例)

<p>第十五条の二 恩給経理官は、第七十五条第九項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>(恩給審査官の職務の特例)</p> <p>第十五条の三 恩給審査官は、第七十五条第十項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 国会議員互助年金等の原書の整理及び保管に関すること。</p> <p>(恩給審理官の職務の特例)</p> <p>第十五条の四 恩給審理官は、第七十五条第十一項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>(恩給相談官の職務の特例)</p> <p>第十五条の五 恩給相談官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。</p> <p>(恩給支給官の職務の特例)</p> <p>第十五条の六 恩給支給官は、第七十五条第十三項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち国会議員互助年金等の支給に関する事務(附則第十五条の二第一号及び第二号に掲げるもの並びに前二条に規定するものを除く。)を助ける。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>(情報処理調整官の職務の特例)</p> <p>第十五条の七 情報処理調整官は、第七十五条第十四項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。</p> <p>一 国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関すること。</p> <p>二 国会議員互助年金等の統計に関すること。</p>	<p>第十五条の二 恩給経理官は、第七十五条第十項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>(恩給審査官の職務の特例)</p> <p>第十五条の三 恩給審査官は、第七十五条第十一項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(恩給審理官の職務の特例)</p> <p>第十五条の四 恩給審理官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>(恩給相談官の職務の特例)</p> <p>第十五条の五 恩給相談官は、第七十五条第十三項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。</p> <p>(恩給支給官の職務の特例)</p> <p>第十五条の六 恩給支給官は、第七十五条第十四項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。</p> <p>一 国会議員互助年金等の支払額の計算及び通知並びに支給に係る源泉徴収に関すること。</p> <p>二 国会議員の互助年金を受ける権利の消滅に関する事務の処理に関すること。</p> <p>三 国会議員互助年金等の未支給金の処理に関すること。</p> <p>四 国会議員の互助年金を担保とする貸付けに関すること。</p> <p>(情報処理調整官の職務の特例)</p> <p>第十五条の七 情報処理調整官は、第七十五条第十五項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。